

事業者のためのダイオキシン類対策特別措置法のとびき

(令和5年10月版)

千葉県環境生活部
大気保全課・水質保全課

本てびきにおける用語の定義

法	本てびきにおいて、「法」とはダイオキシン類対策特別措置法のことを指します。
ダイオキシン類	<ul style="list-style-type: none"> ・ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDFs) ・ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン (PCDDs) ・コプラナーポリ塩化ビフェニル (Co-PCB) これらの総称です。
特定施設	工場または事業場に設置される施設のうち、 <ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン類を発生させ大気中に排出する施設 ・ダイオキシン類を含む汚水または廃液を排出する施設 であり、政令で定めるものをいいます。詳しくはてびきを参照してください。
特定事業場	特定施設を設置している工場・事業場をいいます。
排出ガス	特定施設から大気中に排出される排出物をいいます。
排出水	特定事業場から公共用水域に排出される水をいいます。なお、この水には事業活動に伴い発生する排水のみならず、雨水、生活排水等全ての水を含みます。
大気排出基準	排出ガスに含まれるダイオキシン類の量について定める許容限度をいいます。
水質排出基準	排出水に含まれるダイオキシン類の量について定める許容限度をいいます。
大気基準適用施設	大気排出基準が適用される特定施設をいいます。
水質基準対象施設	水質排出基準に係る特定施設をいいます。
公共用水域	河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいいます。ただし、終末処理場を設置している下水道は含みません。
TEQ	ダイオキシン類は各異性体の毒性が異なるため、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性を1として、各異性体の毒性に換算した毒性等価係数を掛け合わせた値（毒性等量（TEQ））で表します（単位としては、「-TEQ」として表されます）。

目 次

第1編	ダイオキシン類対策特別措置法の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1 頁
1	ダイオキシン類対策特別措置法制定の経緯	
2	ダイオキシン類対策特別措置法の目的	
3	環境基準等	
4	ダイオキシン類対策特別措置法の構成	
第2編	ダイオキシン類対策特別措置法に係る届出について・・・・・・・・	3 頁
1	特定施設の設置から廃止までの流れ	
2	届出書類一覧	
3	届出窓口一覧	
4	特定施設の定義	
5	排出基準について	
第3編	設置者の義務等について・・・・・・・・・・・・・・・・	11 頁
1	自主測定と報告について	
2	立入検査について	
3	事故時の対応	
4	罰則について	
5	廃棄物焼却炉の撤去について	
第4編	届出書の作成・・・・・・・・・・・・・・・・	15 頁
1	届出に必要な書類	
2	届出書の記入について	
資料編	・・・・・・・・・・・・・・・・	19 頁
○	届出様式	
○	記入例	
○	廃棄物焼却炉の焼却能力の算定について	
○	排出ガス、ばいじん及び燃え殻のダイオキシン類に係る簡易測定法	